

## 特記事項

- 1 受注者は、「瀬戸市配食サービス事業実施募集について」「瀬戸市配食サービス事業登録事業者に関する基準書」を遵守するものとする。
- 2 業務委託契約約款第28条第2項にかかわらず、発注者は、利用状況の確認等のため必要があると認めるときは、検査の完了を延期することができる。
- 3 受注者が、瀬戸市配食サービス事業登録を取り消されたときは、本件契約は、取消日をもって当然に終了するものとし、その効果は、業務委託契約約款第42条及び第43条による。ただし、本件契約の終了は、発注者による業務委託契約約款第44条に基づく損害賠償請求等を妨げるものではない。